

山口ケーブルビジョン株式会社
ひかりケーブルインターネット対応集合住宅契約特約

目次

| | |
|-----|--------------------|
| 第1条 | 契約の目的 |
| 第2条 | 契約の単位 |
| 第3条 | 加入金および引込工事費 |
| 第4条 | 費用負担 |
| 第5条 | インターネット接続サービスの提供開始 |

附則
料金品目

ひかりケーブルインターネット対応集合住宅契約特約

山口ケーブルビジョン株式会社（以下「甲」といいます。）と、契約者との間に締結されるひかりケーブルインターネット対応集合住宅契約特約は、甲の契約約款と一体となって適用され、本特約に定めがある事項については、本特約を優先します。また、本特約に定めのない事項については、契約約款の規定によるものとします。

（契約の目的）

第1条 ひかりケーブルインターネット対応集合住宅契約（以下「本契約」といいます。）は、本契約を締結する場所において利用を申し込んだ入居者等にインターネット接続サービスの提供を可能にするための設備（以下「設備」といいます。）を甲が敷設する契約とします。

（契約の単位）

第2条 本契約は、契約者引込線1回線により加入する世帯、事業所、店舗等が2以上となる場合に、当該物件の総戸数を1の単位として契約を締結します。

2 本契約は住宅等管理者と締結します。また、入居者等が利用するインターネット接続サービスの契約や付加サービスの契約は、入居者等と甲で別途締結し、入居者等が支払うものとします。

（加入金および引込工事費）

第3条 当該加入申込者が、同一利用場所において、甲と何ら契約を締結していない場合は、加入金および引込工事費を甲に支払うものとします。ただし、甲の他のサービスを利用中または一時休止中の場合は、加入金および引込工事費は徴収されないものとします。

2 当該加入申込者が、同一利用場所において、甲の他のサービスを一時休止中であっても、契約者の都合により引込線の撤去をしている場合は、甲に引込工事費を支払うものとします。

（費用負担）

第4条 設備を敷設する費用は、甲の負担とします。ただし、引込工事費を除きます。

2 契約者は、甲が敷設する設備について、設置する場所および必要な電源等は無償で提供するものとします。また、設備の敷設および撤去工事の施工を承諾するものとします。

3 入居者等がインターネット接続サービスを利用する場合の加入金および引込標準工事費は無料とします。

（インターネット接続サービスの提供開始）

第5条 甲は、本契約締結日以降で、入居者等とのインターネット接続サービス契約に係る工事が完了した日より当該サービスを提供します。

（附 則）

本特約は、2024年12月1日より施行します。

料 金 品 目

以下の品目の金額につきましては、弊社ホームページの料金表またはパンフレットおよび別途見積によりご確認下さい。

- 加入金
- 引込工事費（別途見積）